

第5節 投資運用関係業務受託業

投資運用関係業務受託業者は、投資運用業等を行うことができる者の委託を受けて、投資運用業等に関する計理業務又は法令等遵守のための指導に関する業務を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2025年6月末時点では、投資運用関係業務受託業者数は1社となっている。